

仙台市立吉成中学校 運動部活動の方針

学校教育の一端を担う運動部活動は、スポーツを通して交流したり、記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を送るとともに、体力の向上や健康増進にも効果的です。また、異年齢交流の中で、生徒や教員との好ましい人間関係の形成を図ることができるとともに、自己肯定感や責任感、連帯感など生徒の多様な学びの場として大きな教育的意義を持っています。

本方針を踏まえ、本校では、運動部活動の望ましい指導・運営に関する体制を構築し、本校の生徒が、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育み、バランスのとれた学校生活を送ることを目指してまいります。

1 本方針が目指すもの

- ・生徒の豊かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育む。
- ・生徒が運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- ・運動部活動が生徒の自主的・自発的な参加により、効率的・効果的に運営されること。
- ・望ましい部活動の指導・運営と教職員がより生徒に向き合える体制をつくること。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 学校運営部活動に係る活動方針策定
- (2) 年間活動計画の作成・公表
活動日、休養日、参加予定大会日程を明示し、生徒の成長に適切な練習内容とする。
- (3) 毎月の活動計画作成・通知・報告—生徒、保護者に通知するとともに校長に報告し提出する。

3 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 運動部の設置・顧問の決定—円滑に活動できるよう検討し、新設や統廃合には見通しを持って慎重に行う。
- (2) 教職員の業務改善と部活動指導員や外部指導者について—生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度にならないように配慮し、実情に応じて委員会と協議しながら部活動指導員や外部指導者の配置に努める。
- (3) 保護者への理解と協力—保護者へ部活動について説明する機会を設定し、指導や運営について理解と協力を得る。

4 適切な活動時間並びに休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
学期中は週2日以上休養日を設ける。(平日1日、週末1日以上) また、オフシーズンをもうける。週末大会の場合は他の週へ切り替える。長期休業中は学期中に準じるが、原則週末は休養日とする。
- (2) 活動時間の設定
平日長くとも2時間程度、週末・休業日は長くとも3時間程度とし、生徒の健康に十分配慮する。朝練習は原則行わないものとするが、施設の利用上放課後の活動制限がある場合は校長に相談する。年間計画において、強化練習期間(ハイシーズン)の設定を校長が認めた場合、時間延長ができる。ただし、生徒の身体的な疲労の蓄積や燃え尽きを防止し、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 効率的・効果的な活動のための取組

文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」並びに仙台市教育委員会の「運動部活動指導の手引き」に則り次の点に留意し、トレーニング効果を得るために、適切な指導を行う。

- (1) 生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む)
- (2) 事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)
- (3) 指導に際しての体罰・ハラスメントの根絶(部活動指導員や外部指導者、保護者も含む全ての指導者)

6 学校単位で参加する大会などの見直し

- (1) 参加する大会の精選—生徒及び顧問の負担を考慮して中体連主催・共催する大会を基本に精選に努める。
- (2) 参加する大会への移動手段—原則として公共交通機関を利用する。困難な場合は貸切バスや保護者の共通理解と了解を得て協力をお願いする。